

「HAT 神戸なぎさ公園における賑わい創出に向けた社会実験事業」における出店者募集・選定および出店場所の運営事業者公募（プロポーザル）実施要領

1 案件名称

「HAT 神戸なぎさ公園における賑わい創出に向けた社会実験事業」における出店者募集・選定および出店場所の運営業務

2 業務内容に関する事項

- (1) 業務内容
別紙「仕様書」のとおり
- (2) 事業規模（契約上限額）
金 5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (3) 契約期間
契約締結日から令和 4 年 1 月 31 日まで

3 契約に関する事項

- (1) 契約の方法
神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。
なお、契約の締結に際し、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。
- (2) 委託料の支払い
業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。ただし、受託先より申し出がある場合は、落札金額の 5 割以内の額で事業着手に必要と認める金額を契約締結日から 2 か月以内に前金払として支払う。
- (3) 契約書
契約の締結にあたっては、「神戸市委託契約約款」に基づく委託契約を締結する。
- (4) その他
契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

単体もしくは複数の事業者等により構成される共同事業体を代表する者。

- (1) 単体の場合
次に掲げる条件のすべてに該当すること。
 - ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
 - ③ 銀行取引停止処分を受けていないこと。
 - ④ 租税公課の未納および滞納処分を受けていないこと。
 - ⑤ 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
 - ⑥ 本市における請負及び委託契約の業務について、契約違反など履行状況が不良と

の評価を受けていないこと。

- ⑦ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。また、同要綱第5条に該当しないこと。
 - ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団でないこと。また、従業員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力でないこと。
 - ⑨ 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
 - ⑩ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
 - ⑪ 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (2) 複数の事業者等により構成される共同事業体を代表する者の場合、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。
- ① 構成員すべてが、上記(1)①～⑪に掲げる要件をすべて満たしていること。
 - ② 構成員は、他の共同事業体の構成員以外で構成すること。また、当該構成員は、単独で本入札に参加していないこと。

5 スケジュール

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) 公募開始 | 令和3年7月16日(金) |
| (2) 質問受付締切 | 令和3年7月23日(金) 17時必着 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和3年7月28日(水) 予定 |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和3年8月6日(金) 正午必着 |
| (5) 選定委員会 | 令和3年8月上旬 |
| (6) 選定結果通知 | 令和3年8月16日(月) (予定) |
| (7) 契約締結 | 令和3年8月中旬(予定) |
| (8) 事業完了 | 令和4年1月31日(月) |

※本事業に応募する者が1者であっても、選定委員会を開催する

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 質問の受付
- ① 提出期限
令和3年8月6日(金) 17時必着
 - ② 提出方法
質問書(様式1)に記入し、下記③あてに電子メールで提出すること。
 - ③ 提出先
chiikiseisaku2@office.city.kobe.lg.jp
- (2) 回答の公表
- ① 参加資格に関すること
随時回答する。質問内容及び回答については、原則公表しないものとする。
 - ② 実施要領(参加資格を除く)、仕様書等に関すること。
受け付けた質問については、本要領を掲載したHPに令和3年7月28日(水)に掲載を行う。なお、質問した事業者名は公表しない。
- (3) 企画提案書等の提出期限
- ① 提出期限
令和3年8月6日(金) 正午必着
 - ② 提出方法
持参又は郵送・宅配により提出すること。郵送・宅配の場合は、書留等受取記録が

残る方法とすること。

※持参する場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く、午前9時～正午、午後1時～午後5時

※郵送・宅配する場合は、提出期間内に提出先に到着することとする。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

③ 提出先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館12階
神戸市企画調整局未来都市政策課 宛

④ 提出書類（各1部）

紙（正本1部）及び提案書の電子データ（PDFファイル等）

（ア）企画提案書提出書（様式2）

（イ）会社概要（様式自由）

（ウ）誓約書（様式3）

（エ）【共同事業体での参加を希望する場合】共同事業体結成届出書（様式4）

（オ）企画提案書（様式自由、下記の事項については必ず記載のこと）

- ・業務運営体制 ※指揮命令系統、業務の管理責任者が明示されたもの
- ・対象地域に出店を希望する出店者の募集・選定方法
- ・コンテナ出店希望者がコンテナ型店舗を使用するにあたっての支援
- ・出店現場の運営体制と運営管理方法
- ・地域住民や事業者の意向調査方法、調査項目、分析にあたっての基準

（カ）業務実績調書（様式5）

（キ）管理責任者および主たるスタッフの経歴・従事業務調書（様式6）

（ク）見積書（様式自由）

（ケ）令和2・3年度神戸市入札参加資格を有していない場合、下記の書類

- ・法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）
- ・納税証明書（国税及び地方税）

⑤ 参加資格の喪失

参加申請書類の提出後、申請者が次のいずれかに該当するときは、参加資格が喪失する。なお、選定委員会の開催後に、評価点が最も高い事業者が次のいずれかに該当することが発覚したときは、評価点の次点者を本事業の委託事業者として繰り上げるものとする。

- ・本書4の資格要件を満たさないことが発覚したとき。
- ・提出書類に虚偽の記載をしたとき。

⑥ 提案書の著作権等

提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、本市が募集に関する報告等のために必要な場合には、必要な範囲において提案書等の内容を無償で使用できるものとする。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

7 選定に関する事項

(1) 審査基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

審査項目		審査基準	配点
業務遂行能力	運営体制	業務を実施するにあたり、専門的な知見と経験を備え、円滑に進められる必要かつ十分な人員及び管理体制となっているか。	10
	類似業務実績	キッチンカー等の出店場所の現場運営に、十分な経験と業務実績を有しているか。	10
企画提案内容	業務目的の理解	HAT神戸でのオープンカフェ常設に向けた実証実験の業務目的を理解した提案内容であるか。	10
	募集・選定1	HAT神戸で継続してサービス提供を行う意欲のある民間事業者とネットワークを持ち、魅力のあるサービスを提供できるか。また適切に選定できる募集・選定方法となっているか。	20
	募集・選定2	「アートと海を感じるまち」というHAT神戸エリアのテーマにふさわしいデザイン性に優れた出店者を募集する工夫があるか。	5
	コンテナ出店希望者がコンテナ型店舗を使用するにあたっての支援	コンテナ型店舗をコンテナ出店希望者に使用させる上で、使用方法や衛生管理などの注意事項、万が一コンテナ型店舗による事故があった場合の対応が提案されているか。不慣れなコンテナ出店希望者を支援する専門的な知見と経験を備え、十分なサポート体制であるか。	10
	出店者との出店調整	本市と密な連絡調整を行い、出店者と調整ができる体制がとれているか。	5
	出店現場の運営管理	適切な衛生管理を行う工夫があるか。また、出店場所周辺の路上駐車への対応策は適切か。	10
	意向調査	地域住民や出店者の意向を聞き取るのに適切な方法か。	5
費用の妥当性		費用積算根拠が妥当であり、各事業への予算配分が適切か。	5
地元企業に対する加算		本社・本店所在地が神戸市内であるか	10

(2) 選定方法

- ① 本企画提案の審査については、『HAT神戸なぎさ公園における賑わい創出に向けた社会実験事業』における出店者募集・選定および出店場所の運営業務』委託事業者選定委員会が行い、その意見を受けて優先契約候補者を選定する。
- ② 審査委員は、審査基準に沿って企画提案書等の書類審査を行う。
- ③ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が2者以上あるときは価格が安い方を優先契約候補者とする。

(3) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) すべての企画提案書は返却しない。

- (4) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない
(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- (5) 期限後の提出、差し替え等は認めない。

9 提出先、問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館12階
神戸市企画調整局未来都市政策課 工藤、伊藤
電話番号 078-322-5031
E-mail chiikiseisaku2@office.city.kobe.lg.jp